

共済積立貯金の解約をお願いします

該当者	<p>平成 31 年 3 月末に退職する方（常時勤務再任用の方は継続できます）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 他共済への転出で、当組合の組合員資格を喪失する方・ 退職後、任意継続組合員になる方
手続き	<p>「貯金払戻（解約）請求書」を所属所の締切日までに共済事務担当課へご提出ください。 なお、請求書の印鑑が相違している場合は解約できませんので、必ず届出の印鑑を使用してください。 届出印が不明または紛失の際は、お早めに共済事務担当課へお申し出ください。</p> <hr/> <p>非課税貯蓄制度を適用している方は、「非課税貯蓄廃止申告書」の提出が必要となります。 申告書は共済事務担当課を通して送付しますので、「貯金払戻（解約）請求書」と併せてご提出ください。</p>
送金	<p>3月の解約金の送金日は、平成 31 年 3 月 28 日（木）です。 退職後は、利息の計算はされませんので速やかな手続きをお願いします。</p>